

# 新型コロナウイルス感染症についてのお願い

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は第二種の感染症に追加されました。それに伴い、以下のとおりお願いします。

(2023/5/8 新型コロナウイルス感染症対策WG)

- ① 授業中や学内での学生活動でマスクの着用は求めません。
  - ② 通学時、混雑した電車やバスを利用する場合などはマスクの着用を推奨します。
  - ③ 医療機関や実習施設等を訪問する際には、施設の指示に従い、マスクを着用する場合があります。
  - ④ 新型コロナウイルスに感染した場合、発症後10日まではマスクを着用してください。
  - ⑤ マスクの着脱は強制しません。
  - ⑥ 「咳エチケット」、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の感染予防対策は引き続きお願いします。
- ❖ 発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合は速やかに受診し、事務センターに結果を報告してください（他の感染症の場合も同様）。
- ❖ 新型コロナウイルスに感染し出席停止となり、出席できなかった授業については、必要な届出を行うことにより第一基準欠席とします。

## 《必要な届出とは》

欠席届および本学様式の登校許可書または医師の発行する治癒証明書を **出席停止期間終了後一週間以内に**事務センターに提出する。

※ 登校許可書、治癒証明書が提出できない場合は、本学様式の療養経過届出書と医療機関受診時の領収書等を提出する。

※ 検査結果の証明書の提出は不要です。

- ❖ **出席停止とならない体調不良による欠席は通常の欠席となり、第二基準欠席の対応は行いません。**